

平成 29 年度第 1 回大阪市障がい者施策推進協議会 議事録

日 時 : 平成 29 年 10 月 10 日 (火) 14 時～16 時
会 場 : 大阪市役所本庁舎 屋上階共通会議室
出席委員 : 相田委員、宇多委員、北野委員、栄委員、田中委員、手嶋委員、
西嶋委員、西滝委員、山野委員、山本委員

司会 (障がい福祉課 森) <開会>
諫山福祉局長 <あいさつ>
司会 <出席者紹介、資料確認等>

北野会長代行

- 皆さんこんにちは。松端先生が体調不良ということで、私の方が変わりにというご命令を受けましたので、私の方で進めさせていただきます。ぜひとも体だけは気をつけていただければと思っております。
- 里美先生には私が属しています差別解消部会について、かなり活発なご意見いただいて、いろいろ叱咤激励をしていただいて、ぜひとも彼女のご意見を活かして差別解消について進めていきたいと思っております。
- では、いくつか議題がございますので、今日は粛々と進めさせていただきます。
- 最初に、議題 1 でございますが、「第 4 期障がい福祉計画」の進捗状況につきまして、ご説明をよろしく願いいたします。

内村障がい福祉課長 <資料 1、2 について説明>

北野会長代行

- ありがとうございます。資料 1・2 に基づきまして、「第 4 期障がい福祉計画」の進捗状況についてご説明いただきました。どうぞ各委員ご自由にご質問ご意見等お願いいたします。

西滝委員

- 資料 2 の 1 ページについて、金剛コロニーの地域移行希望者が 19 人と予想外にいらっしゃるという状況ですが、金剛コロニーは、最重度の人がいらっしゃるところだと私は認識しています。19 人というたくさんの方をどういう方法で、意思の確認をしたのか。本当に 19 人の人が希望されているのかどうか。中身をもう少しわかりやすくお話しいただきたいと思っております。

北野会長代行

- 西滝委員ありがとうございます。今のご質問は 1 ページのところ、目標値の最初の方ですが、金剛コロニーの入所者につきまして地域移行の希望を持っている方が 19 人いらっしゃ

るところの意思確認の支援をどんな形でされたのか。本当に確認されたのかということについてのご質問でありますけど、わかる範囲でお答えできましたらお願いいたします。

内村課長

- 金剛コロニーの19人の方の一人一人の個別の状況については資料がございませんので、また、わかる範囲で資料を提供させていただけたらと考えます。
- ただ、一般的な地域移行の中身で申し上げますと、最重度の場合の意思の確認が非常に困難でございます。当然金剛コロニーで支援をされておられる方、それと、地域移行の支援をされる方、中にはご家族の方も含めて、この利用者さんの今後について一番何がいいのか。そういったような形でケース会議とか検討をそれぞれさせていただいて、当然ご本人さんもそこまでの意思の確認やケース会議の中で、地域移行を進めていくと言うのが、一般的な中身であるのかなと思っております。
- そういった形で、これは一般的な形での取組でございますが、金剛コロニーの19人の方についてはまだどこまで資料をお示しできるかはわかりませんが、改めてお示しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

北野会長代行

- 西滝委員よろしいでしょうか。

西滝委員

- 本人が現状に満足しているのかどうか、できているのかどうか。なんと言うか本人がきちっと意思疎通が出来ている場合はいいのですが、意思疎通ができない場合は本人が満足して出たくない、そういう気持ちを持っているかもしれないので、扱い方が非常に難しいだろうと思います。
- 私は金剛コロニーは、最後に必要な場所だと思っておりますので、19人も退所したいということにちょっと驚きましたので、感想といいますか述べさせていただきます。そういった意味で質問させていただきました。以上です。

北野会長代行

- 西滝委員ありがとうございました。
- 実は、西滝議員がおっしゃるところの中で1つは、金剛コロニーというのは確かにおっしゃったように、軽度の方がどんどん退所されていて、かなり重度の方が多くなってきているのは事実でございます。
- しかし、重度の方の場合でもかなり幅広いものですから、ご本人の方が自分で意思決定をすることができる方もいらっしゃいますし、かなり困難な方もいらっしゃるというのが現状です。
- もう1つは、このご本人の意思決定の支援の中で、私達が一番大事に思っているのはずっと長い間施設でいらっしゃった方の場合には、その施設での生活経験しかありませんので、選択肢というものを経験されておられません。おそらく今地域移行で一番勧めているのは、ご本人のグループホームとか地域での体験。特にグループホームの体験宿泊というのを進めて

おりまして、施設での暮らしとグループホームでの体験と2つ経験していただいて、ご本人が経験の中から、どちらが自分にとってより快適で過ごしやすいかということを経験して選んでいただくとか、そういう意思決定支援というものは今展開しているところでありますので、そういうことを展開しながら、地域移行を進めておるところでございます。

山本委員

- 2ページ目の入院中の精神障がい者の地域生活への移行の件について、上から2段落目の主な活動指標（内容）と書かれています。活動指標等の一覧というところで、地域移行支援の見込みが平成27年、平成28年と65人ずつになっているところ、実績においては16人、13人というふうになっています。この点についてどのように、評価をされているのかがちょっとわかりづらいです。
- 私の感覚で申し上げますと、前のページにも書かれていたように、支援に必要な交通費が利用者負担で、大阪の南の方から大阪市内のグループホームとか体験とか出てきてケアマネジャーの方と面談するだけでも交通費が1人分で往復1500円となって、支援者の方を含めると3000円となって、とてもお金が大変で利用できないというような声を私たちは面会などで聞いています。
- どう考えてもサポートとして交通費の助成というのは必要であると思います。そうでなければ、この仕組み自身が利用できないと困っている方にお会いすることが再三あるのですが、そのあたりの問題点が、救い上げられていない。1年以上の入院患者数の削減目標を18%達成というふうに書かれているのと何か非常に違和感があります。この65人と13人という数値の現状なども含めて、どのように見ておられるのかお尋ねしたいと思います。

北野会長代行

- ただいまの山本委員のご質問は、1ページと2ページの両方ともありますけど、地域移行支援では見込みに対して実績が低い。いろいろ理由があるだろうけど、分析は1ページのところで書いているように、特に大阪の場合でいいますと、精神科の病院というのは南と北のどちらかと言うと山手の方にあたりして、相談支援専門委員やケアマネジャーが行かれるときに時間だけでなく、交通費も非常に多額にかかるということで、ネガティブなことが働いているのではないかと。
- この部分と実際に2ページのところでの目標値の達成という部分と、何か矛盾するようなこともあるのではないかとということでご質問いただきましたので答えられる範囲でお願いします。

内田こころの健康センター精神保健医療担当課長

- 主な活動指標の数字につきましては、精神だけではなく3障がいの合計が入ってまして、地域移行支援の利用者は、精神障がいの方だけでいきますと28年度で8名ということです。
- 数は少なくなっておりますが、先ほどご指摘をいただきましたとおり、病院はほとんど市外にございますので、やはり交通費もかかりますし、時間も非常にかかるというようなところで、支援事業者さんも、非常に支援がしにくいというところもあると思いますし、一方で自立支援給付の支給決定に至る前の支援で、こころも積極的にやっていきたいというふうな

事業者さんの方のお声もよくお伺いしますが、給付も出ないですし、交通費も出ないということで、なかなか事前の支援ができないというお話もお伺いしておりますので、私どもとしまして、何とか改善をしていけるように、今後検討していきたいというふうに考えておるところでございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

北野会長代行

- こういう形で評価をしていただいて、特に必要な交通費等についても分析していただいておりますので、改善について、ぜひともこの改善を次の計画に組めるようお願いしたいところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

宇多委員

- 墨字版の3ページの就労移行支援事業所に関してご質問申し上げます。
- このページの評価（C）のところに、事業者の増加もあって目標数を上回っておりますという評価がなされております。
- 心強いことだと思うのですが、これについて、この事業者数の増加というのは何らかの行政的な積極的な措置策をとられて増えているのかそれとも単なる自然増なのか、ということをお聞きしたいのと、あわせて行政としての政策として事業者を増やすことができるような方向に何らかの措置をとっていただきたいというお願いをしたいと思っております。

北野会長代行

- 宇多委員の方から3ページのところで、サービス提供事業者が増加している、このことによって目標を達成している、これについて大阪市の方でどのように施策を展開されておられるか、今後どういう展開されるのかというご質問でございますので、お答えをお願いします。

小谷課長

- 委員からご意見ありました就労移行支援事業所につきまして、行政側で何か特に政策を打って事業者が増えているのかということについて、現状では特段の措置はありません。
- 大阪市の事業所数につきましては、毎年言われている状況になりますと、全国的にも、就労移行支援事業につきましても、増加傾向にあると言った状況でございます。
- その中でも、今課題となっておりますのが事業所の数は増えていっているものの、実際に一般就労へ結びつける方々が、どれぐらいかというところで、かなりたくさん一般就労へ結びつけている事業所もあれば、そうでない事業所もございまして、国の方でもその辺につきまして、一般就労に結びついてない事業者等につきましては、一部報酬の減額措置をするなど、質の向上というところも考えておりますので、大阪市の方につきましても、その辺は集団指導などで、実績が上がるように指導をしているところでございます。
- これに関連いたしまして、先ほど第4期計画の実績の中で、就労継続支援A型が非常にふえているということもあったかと思いますが、これにつきましても、数年前から事業所の増加と共に、実際の利用されてる方も相当増えております。
- これにつきましては、ハローワークの方で、障がいのある方から一般就労のご相談をいただいたときに、なかなか一般企業への就労のご紹介ができない場合なんかに、この契約に基づ

く最低賃金が保障された就労継続支援A型の事業所を紹介されているという実情もございまして、支給決定を受けて利用されている方も多くなっているような状況でございます。

北野会長代行

- この就労に関しても、いろんな意見があると思いますが、特に就労継続A型につきましては、国の方からさまざまな指導が入っており、単価の問題も出てきておりまして、特に拘束時間待機時間と、実質労働時間に格差がありまして、実際に待機時間は一定待機したんですけど実質労働としては認められていない時間が多いとか、いろんなことが出てきておりまして、本当に働く側に立った施策としてどう展開するのか。おっしゃるとおり就労移行支援は真面目なところほど、一般就労への移行が進めば返って利用者に出ていかれてしまいますので、自分のところに入ってくる報酬は少なくなるというので、熱心なところほどしんどい状況がうまれてきている。
- この辺の単価設定を今国で検討されてますけども、うまくやっていただかないといけない。
- 私は西宮の方でも委員長してますけど、成果目標の3番が実はちょっと甘いんじゃないかという意見がでまして、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が5割以上ということですが、西宮で調べましたら全く0%していないというところもありました。そこはちょっとお尻をたたかないといけないということで、全体として2割以上という、もう一つの目標も入れました。大阪市の方でも大阪市独自の数値目標の設定をされてもいいのではないかなと思ったりしました。できるだけいろいろ考えていただけたらと思います。

相田委員

- お尋ねしたいことはグループホームのことについてですが、女性用のグループホームが少ないので、やっぱり今後増やしてほしいと思います。どんなふうに今後増えていくのかちょっと知りたいですので、お願いします。

北野会長代行

- 相田委員から大事な質問が生まれて、グループホームの利用について、今多くのグループホームは男性用、女性用と分けられておられます。実際のニーズに対して、女性用のグループホームが建っているのかどうなのか、かなり利用希望が高いのではないかということで、これは統計のとり方もありますけど、実際どういうニーズがあってどうなっているかということについて、どうでしょうか。

小谷課長

- 今委員からご指摘がありました女性の方のグループホームがどれだけあるかといったところにつきましては、男性専用のグループホームがあれば女性専用それから、混合のグループホームもあるというふうに、把握しております。
- ただ、その状況が、特に男性用だから、女性用だからどれだけ要するというふうな、そうしたニーズの取り方は、現在はできてないというのが現状でございます。
- グループホームにつきましては、第4期計画でも、まだまだ必要であるということで設置促進に向けまして取り組んできたところでございますけれども、それからまた、この後説明の

ございます第5期計画におきましても、さらに作っていく必要があるということで、その設置促進策につきましても、現在大阪市の方でもいろいろと検討しているところでございます。

北野会長代行

- 相田委員から要望がありましたので、中島部長、女性の方のグループホームを作るときに、女性の方のニーズも、きっちり踏まえてというようなところはちょっと考えていただけたらと思います。

中島障がい者施策部長

- 地域の住まいの場ということで、我々も力を入れて、今後も整備していかないといけないと思っています。今相田委員の方からもありましたが、当然地域で暮らす中でやっぱり女性の方のニーズも大事でございますので、そういったことをきちっと踏まえた上で、整備の促進ということで考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

西滝委員

- すいません。もう1つ知りたい事があります。2ページです。
- 入院中の精神障がい者の地域移行のところで、例えば、入院後3ヶ月の場合は、平成24年度の62%を国の基本指針のとおり64%に決めたということなんですが、1年の場合は91%。私と思うのは、精神障がい者は自分から入院したいという人は少なく、やっぱり周りが入院させたというような話が多いと思います。3ヶ月で見ますと、100人のうち62人が地域生活にうつったということで、やはり最初に本人をきちっと診察して、本人の入院する気持ちを確認してというような段取りが弱いのかなと思ったのですが、そのあたり現状はどういうふうになっているのか。
- こんなに短い期間で退院できるということは、本人はやはり地域で生活したいと思っているので、なぜ入院しなきゃいけないのか、というところをもう少し詳しく知りたいなと思っております。

内田課長

- 目標数値の設定については、第4期計画を作る際に、国の指針ということで数字が出ていまして、それに基づいて数値の設定をしております。
- 精神科病院に入院されて医療を受けられるというのは、当然その方に入院治療が必要だということで入院しているものだと思います。先ほどご指摘がありましたが、精神科病院の入院には任意入院、また、医療保護入院という制度がございます。
- 基本的には私どもとしましては、社会的入院というものをできるだけ減らしていけるように、病院への啓発でありますとか、ご家族への働きかけなどの取り組みをこの間進めてきたところでございます。

西滝委員

- 本人は、自分は病気ではないので退院したいというふうに言って、でも家族は入院して欲しい。本人の意思と家族の意思がちょっと行き違っているということが多いように思います。

- そのあたりは、ちゃんと本当に診察でみておられるのかなと思いました。

北野会長代行

- 他の国々、例えばアメリカでは、急性期で精神科病院に入院された場合、だいたい2~3週間で急性期の状態は終わられて落ち着かれます。その後、一定の治療がなされて、ここに書いてあるように、ほぼ3ヶ月で1クールの治療が終わります。おそらく、ほとんどがアメリカの場合は退院される。日本の場合、おっしゃるとおりご家族が受け付けられないということがあり得ますので、その場合アメリカなんかでは、地域のグループで暮らす仕組みを作っておりますので、ご家族の負担をかけずに、地域の中で暮らす仕組みさえつくれば、ほとんどの方が社会的入院せずに、地域で暮らすことができるということになります。
- 日本の場合は、どうしてもご家族に負担をかけますので、なかなか、地域で暮らす仕組みができないというのが、日本で事情であるということが大きな問題としてあると思います。
- では、いろんなご議論あるでしょうが、次の議題に行かせていただきます。
- 2つ目は議題2でございますけども、「次期障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(素案)」につきまして、事務局の方から説明をよろしく願いいたします。

内村課長

<資料3について説明>

北野会長代行

- ありがとうございます。資料3を使って「次期障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(素案)」についてご説明いただきました。みなさんの方からご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にお願いたします。

宇多委員

- 12 ページに市営交通機関の改善が取り上げられています。私個人の経験ですが40年前には駅ホームに点字ブロックがなく、いわゆる転落事故、その裁判を経験しました。その時に点字ブロックがあったのは、東京では杉本町高田馬場、大阪では杉本町だけでした。いずれも盲学校が所在するところでした。訴訟の中で、可及的速やかに点字ブロックを全国のJR、当時は国鉄でしたが、普及するという和解の約束をしました。
- それ以来、約20数年、30年近くかかって、今では施設も含めて、ほとんどの駅に点字ブロックがあります。そして、今心強いのは大阪市交通局でも、地下鉄の各ホームに、転落防止柵が設置されようとしています。
- しかし、これにはいくらかの時間がかかると書かれており、それはもったもな事だと思いますが、そこでお願いしたいのは、いくらか時間がかかる間は、是非とも転落防止のために人員配置に配慮していただきたい。これはお願いです。質問ではありません。以上です。

北野会長代行

- 宇多委員ありがとうございます。ご要望ということでございました。
- あとの委員いかがでしょうか。

手嶋委員

- 関連して、今、可動柵がだいぶ出来てきています。どうぞ、これからも進めていっていただきたいと考えております。
- それとともに、私がお願いしたいのはJRの場合は、もちろん、民間ですから、なかなか昔みたいにはいかないかと思えますけども、大阪市の地下鉄が可動柵をつけてきている。JRも状況は大変だと思えますが、視覚障がいであれ、車いすであれ、大変な事故があったからするとかではなく、大阪市全体でそういうことをともにやっていければ、そういう願いが一番強くありますので、できるかどうかわかりませんが、よろしく願いいたします。

北野会長代行

- 手嶋委員ありがとうございました。これは大阪市の計画の中で、市営の交通機関についてホーム柵、可動柵を早期につけていく。もう1つJRで、おそらくこれから徐々につけていかれると思います。
- 大阪市の計画として、府や国やいろんなところへ要望として表現も入っていると思いますが、JRにも要望というかお願いされるということ、また考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

西嶋委員

- 13 ページのところ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、新しい仕組みとして協議の場を設置していくということですが、もともと初めは高齢者のところで地域包括ケアシステムがあって、障がい者でも作っていきこうということであるかと思いますが、既存のものを活用されるのか、それとも専門性とかあるので別の物を作られるのか、ちょっとその辺のところを教えていただけたらと思います。

北野会長代行

- 西嶋委員の方から、13 ページのところ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、協議の場を設けるとかいくつかありますが、これについて何か既存のものを使っていかれるのか、何か新しく作られるのかなど、ビジョンがありましたらお願いします。

内村課長

- 協議の場につきましては、新しいものを作ってというふうには今のところ考えておりますが、まだちょっと詳細の調整までできておりませんので、今後詳細につきましては検討していきたいというふうには考えております。
- 地域において保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要ということですが、国の方からは構築に向けて具体的な内容等が出ておりませんので、そこら辺の状況も把握しつつ会議運営等につきましても、検討して進めてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

北野会長代行

- 国の方から具体的な内容が出てくるかはちょっとわかりませんが、西島委員はこんなふう
にやってほしいというようなご意見ございましたらお願いします。

西嶋委員

- はじめは高齢のところから全種別型というか、全部対応しますというような話の中で、やはり協議の場については専門家の方々はなかなか数も限られているし、重なっている方もおられる。その中で、協議の場を統合していくことも考えていけないといけないというような意見もあったように思いましたので、これから新しく作るにあたって、それぞれの種別の専門性みたいなのがやっぱり大事にしないといけないでしょうが、重なり具合ということでは何か方針があれば教えていただけたらと思いましたので。

山本委員

- 私いまのところに関連しまして、13 ページの協議の場を新設するという案がだされている件に関して、私が知っている限りでは、やまゆり園の事件をうけての国の中での話であるというふうに理解しているのですが、違っていませんか。

内田課長

- すいません。違っていていると思います。
- あっちの方は警察なんかも入っている措置に関する協議会です。それで、こちらは地域生活支援のための保健・医療・福祉ということで違う協議会と認識しております。

山本委員

- 私が誤解をした方の協議会について意見を述べてよろしいですか。非常に疑問を感じていまして、やまゆり園の事件を起こした本人は、以前に措置入院の歴があったということで、どこを危惧するのかというと、その協議会の場に警察の方が参加していくというふうな文章を見ますと、私としては、精神障がい者がまた治安の対象のような位置付けに政策の上でかわろうとしているのではないかという、何か大きな転換点に立っているような危惧を感じます。
- それで、こちらの方ではどこで危惧を覚えるのかというと、個人情報のところ、例えば、地域で見守りが必要な認知症高齢者のどの家の誰それさんと、どの家の誰それさんがもしふらふらとどこかを歩いているのを見かけたら声かけしましょうとか、見守りを行いましょうというような地域のミーティングが行われていたとして、それと同様のレベルで精神障がいの者の1級・2級の手帳所持者の方が道路歩いていたとしたら、声かけをしましょうとか見守りをしましょうというふうに議論がされるとなると、それはちょっと嫌だなという、要は個人情報保護の観点から、家族も本人もやってほしいというふうに頼んでいる場合は、差し支えないと思いますが、そういうふうに見られるのは嫌だと思っている人もいらっしゃると思いますので、そういう場合は、個人情報が協議会の場に流れることは差し控えていただきたいというふうに思います。
- そういう個人の意思というのをきちんといかしていただけるような仕組みにしていきたいと思います。

北野会長代行

- 山本委員ありがとうございました。なかなか難しい問題です。例えば、認知症の方の場合、ご本人が納得されてなくて、家族がそういう形で情報を提供される、それが本当に許されるかどうか。精神障がいの方も含めて、ご家族のニーズとご本人のニーズや思いがあって、家族は希望して入ってしまうという場合と、両者とも納得されて入っている場合とは、だいぶイメージが違います。その辺をこれからどんなふう to 仕組みを作っていくのかということ、大きな課題と私も思いますし、あと協議の場を別で作るといいとは思いますが、一方でこれまで、地域でいろんな仕組みを作ってきましたが、自立支援協議会をつくったりいろんな仕組みがありますので、そういう仕組みとどうリンクして使っていくかが、すごく大事な課題だと思いました。

内田課長

- 仕組みづくりにつきましては、本日のご意見も踏まえまして検討していきたいというふうに思っております。

北野会長代行

- 個人情報も含めて大切にしていきたいと思います。山本委員よろしいですか。

山本委員

- 何でこういうことを申し上げるのかということ、以前、私、大阪市北区の商店街を歩いていた時に、古本市で精神科病院に強制入院させた方々のリストというのが売られていたのです
- 作成された時期は写真等があまり一般的ではない時で、そこには性別・住所・家族構成等が記載されていたのですが、個人情報を持っていた方が家に持ち帰って、本人が亡くなってから一般世間に出回るとするのは、すごく酷いことだと感じました。
- 今現在であれば、そうしたものが仕事上 USB 等のメモリーに入れて持ち帰ることがあるのかないのかはわかりませんが、そういうメモリーが一人歩きしないかということを感じています。今なら顔写真付きということになるでしょう。
- そうした警察を通して強制入院になった方々の顔写真付きの一覧表の一人歩きということが決して起こらないように、きちんとした防波堤というのは作っていただかなくてはいけないことだろうというふうに感じました。

内田課長

- 現状におきましても、個人情報の取り扱いにつきましては十分に留意しているところでございますが、この協議の場ができてまして運営していく際にも、個人情報の取り扱いを徹底しまして進めていきたいというように考えております。

内村課長

- 山本委員のおっしゃられた個人情報に関して、大阪市では、情報セキュリティーが厳しく管理されておりまして、例えば USB で持ち出す必要が出た場合、まず、上司に持ち出していいかどうか承認をもらわないといけません、また USB の中のデータは、全てパスワードをかけ

て後から簡単に開けられないようにするというようなルールになっていますので、ご参考までにご報告します。

西滝委員

- 今回の計画については、障害者基本法や障害者総合支援法などの新しい法律に基づいて、こういう場があるわけですね。それはいいのですが、古い法律、身体障害者福祉法について、意見を言う場がないので、ここで関わる内容であるので今言ってもいいですか。

北野会長代行

- あまり時間がないので簡潔にお願いします。

西滝委員

- わかりました。
- 身体障害者福祉法には、こうしなければならないというものがあるが、その中の1つに、視聴覚情報提供施設をつくらないといけないという言葉が書いていました。
- 視力についてはライトハウスという立派な施設があります。ですが、聴覚の情報提供施設というのは大阪市にはありません。横浜市はある、名古屋市も札幌市も神戸市もある。なぜ大阪市にはないのか、そういうことを言う場がないので、ぜひ、法律に基づいて聴覚障がい者情報提供施設をつくるということを、どこかの項目に言葉として入れていただきたい。
- 生活のところでもコミュニケーション支援のところでもいいですので、どこかに情報提供施設を大阪市につくるということを言葉に入れて欲しいので、よろしく願いいたします。

内村課長

- 西滝委員のご意見ですが、情報提供施設については「つくらなければならない」ではなく、「つくることができる」という規定です。だから、絶対につくらないといけないというわけではございませんので、少し申し添えさせていただきます。
- ただ、情報・コミュニケーションというのは、大事なことだと考えており、平成28年1月には大阪市こころを結ぶ手話言語条例を制定して、施策がちゃんと前に進むように、いろんな取り組みを今年度から始めたところでございますし、さらに進めていこうというふうに考えております。

西滝委員

- 大阪市は差別するのをやめてほしい。昔は、大阪市の福祉会館は、聴覚障がい者が使えるような状況にあったのですが、今は使いにくい状況なのでちょっと冷遇されているように受けとめています。
- それは情報提供施設をつくることで解決できる。大阪市は作らないではなく、頑張るという言葉をお聞きしたいと思います。

内村課長

- ご意見としてお受けいたします。

栄委員

- 1つの意見と3つの要望ということで、よろしく願いいたします。
- 1つ目は、第3章の地域移行というところの2入院中の精神障がいのある人の地域移行で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、ここは改めて精神科病院に入院している方の高齢化ということが問題になっておりまして、その人たちが地域移行するときには必ず地域の高齢領域の人たちとタッグを組むということが非常に大事になってきますので、このシステムを考えるときにも、必ずそういった高齢者の包括支援システムとあわせて考えていただくということで、改めてお願いしたいです。これが1つの意見です。
- 2つ目は、今から3つ要望というか、確認ということでお願いします。
- 1つはどこに入るのかなと思いつつも、人権ということがずいぶん広がってきて、障がいのある方が結婚・出産といったライフステージを歩まれた時に、例えば、子育て支援というところがなかなかない。就労支援ということについては、非常に力が入ってしまっていて、国もそれを掲げているのですが、子育て支援、つまりライフステージに応じた多様なニーズということを大阪市が基本的な方策であげていますので、そのときに子育て支援ということを考えていただきたいなと思います。
- 2つ目は、家族支援というキーワードがたくさん出てくるのですが、この家族というのは、従来ならば保護者であったり兄弟姉妹というのがあったのですが、最近はヤングケアラーという言葉のように子供がケアする、つまり障がいのある親をその子供が世話をして、なかなか学校へ行けなかったり、世話をすることに対して協力者がいないというときに支援する。そういったことも、最近の流れの中で考えていただきたいというのが2点目です。
- 3つ目は、「第4章 地域で学び・働くために」の「1 保育・教育」の「(5) 教職員等の資質の向上」というところですが、私自身が、10年ぐらい前からずっと、大阪市内の小中学校を回って、精神障がいの啓発ということを当事者の方と一緒にさせていただいています。でも、なかなか見えない障がいということでは、精神障がいの福祉教育というのがなかなか広がっていかない。
- 教育委員会とタッグを組んで10年か20年前に福祉教育のしおりを作ったと思うのですが、それも今の校長先生はその存在すら知らない。そういったこともあわせて、教職員の資質の向上といったところに文言を入れていただければ幸いです。以上です。

内田課長

- ただ今いただきましたご意見につきましては、地域包括支援センター等と十分な連携をしながら、適切な支援がやっていけるような体制づくりに努めていきたいと考えております。

栄委員

- 大阪市内で24区の自立支援協議会がありますが、その自立支援協議会の中に高齢者の部門の方が入ってくるとか、障がい・年齢を超えて、事例検討するときには必要性に応じて、高齢者のそういった支援者の方にも入って欲しいなという具体的な提案もお願いできたらなと思っています。よろしく願いいたします。

北野会長代行

- これはぜひともお願いします。
- 例えば、相談支援としてはケアマネさん、障がいの相談専門員さんとの連携をどうするか。いろんなテーマを考えていかないといけないので、ケアマネさんだけ動いていただいても、障がい者の問題にとってもいかないですから、そのあたりも含めてお願いしたいと思います。
- あと2つ目は子育て支援で、障がいのある親御さんが子育てされる。これは子育て支援全体の中で、地域で続けてほしいと思います。あと兄弟というのはものすごく大きな役割を担ってまして、兄弟含めてケアされる方の支援をどうするかというのは、世界的に大きな問題となっていますので、大阪市はできれば早めに手をうっていかれたら、かなり積極的だと評価を受けると思います。

田中委員

- どなたも子どもについての質問がなかったので質問させていただきます。
- 次の法改正で医療的ケア児の問題が大きく取り上げられていますが、この中で医療的ケアの必要な子どもの支援体制の強化ということで、児童発達支援の充実やコーディネーターの確保というふうに書かれています。
- 現状ではそのコーディネーターという役職は存在しないのですが、これについてはどのようにされるのでしょうか。

北野会長代行

- 重症心身障がいの子どもに対する身近な支援と、医療的ケアが必要な子どもに対するコーディネート確保ということで、このコーディネーターの確保について、どうお考かということです。

小谷課長

- 委員ご指摘の児童発達支援事業所の方につきましては、国の方では最低市町村に1ヶ所以上設置することを目標に掲げられております。大阪市におきましては、調査時点で、児童発達支援事業所それから放課後等デイサービス事業所につきましても、計画には記載しておりますが11ヶ所ずつございまして、そこにつきましては支援を引き続き行ってもらうということ、さらにそうしたものが多く作られるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。
- それから2点目の医療的ケア児のコーディネーターですが、国の方にこういった形でこのコーディネーターに活躍してもらうのかということをかなり問い合わせしていますが、あまり明確な答えが出ていないような状況でございます。
- 大阪府や堺市ともいろいろと連携をとりながら調整しているところですが、30年度につきましては、一応、大阪府の方で相談支援専門員の研修を実施しており、少なくともその研修の中に、このコーディネーターの養成研修というものを何とか加えていけないかということで現在調整しております。その中で受けられた方については、コーディネーターの証明書を発行して、まずはコーディネーターを養成していこうということで考えているところでございます。

- あとはその方々に、地域の中でこういった役割を担っていただくのかというところは、国の方の状況をこれからも引き続き注視してまいりたいと考えておるところでございます。

田中委員

- コーディネーターですが、専門職は現在ないのです。今後、国がそのコーディネーターの設置を義務づけた場合は、その専門職というのは報酬上の単価でもちゃんと評価を受けるのでしょうか。もしなかった場合は、市が独自で設定されるのか。
- あともう1つは、医療型の児童発達支援事業所を医療的ケア児が使うとなると、医療職が必要になると思いますが、実際かなり難しいでしょうがそれに対する特別の手当てを市としてされる予定でしょうか。

小谷課長

- まず、コーディネーターの件ですが、現在国が示しているのは、資格職ではないのですが、一定の養成研修のカリキュラムというものが示されていますので、その研修を受けていただいた方にコーディネーターの養成研修修了者ということで考えております。
- それと、医療的ケア児の支援をされる事業者の評価というところですが、確かに、この報酬では、非常に運営上難しいというところで、なかなか進んでいないというのが現状だと思っております。この点につきましても、今現在、国の方で報酬改定につきまして、検討チームによる検討がなされているところですが、その中で医療的ケア児の支援については、必要な体制加算等について検討してはどうかというふうなことが示されているところですので、引き続き、国の報酬改定を見ていきたいと思っております。

北野会長代行

- 時間がきていますので、その他について事務局の方からお願いします。

吉田障がい福祉課長代理	<資料4、資料4-1・4-2について説明>
松本発達障がい者支援担当課長	<資料4-3について説明>
八木企画調整担当課長	<資料4-4・4-5について説明>
吉田代理	<資料5、6について説明>

北野会長代行

- ありがとうございます。皆様のご意見もあるかもしれませんが、私の進行の都合で時間が10分以上超えておりますので、まだご発言いただいていない山野委員、何かあれば一言いただいて、終わりしようと思っておりますが、山野委員なにかございましたらどうぞ。

山野委員

- 交通局の可動柵などの対応につきましては、ご発言いただいたので言わなかったのですが、大阪市の交通局がかなり対応していただいておりますことは、ありがたいと思っております。
- また、この資料につきましても、先にファイルでテキストデータをいただきまして、またこういう膨大な点字資料も作成していただきましてありがとうございます。

- こういう大阪市の配慮する取り組みが、私個人だけではなく全ての障がい者に対して、配慮した形での福祉計画・支援計画であることを願っております。よろしくお願いいたします。

北野会長代行

- ありがとうございます。では事務局にマイクをお返しいたします。

中島部長 <あいさつ>

司会 <閉会>